

広島地方裁判所三次支部令和5年(ワ)第18号 損害賠償請求事件
原告 高野邦夫(コウノクニオ)
被告 福永孝

準備書面(1)

令和5年9月23日作成
上記原告 高野邦夫
広島地方裁判所三次支部 御 中
記

第一. 序 論

1. 以下においては原告を「私」、訴外津田廣雄を**廣雄**と、訴外広島県を単に**県**と略称し、庄原簡易裁判所平成29年(ハ)第14号を別訴1、同年(ハ)第8号を別訴2という。また別訴1の判決を下した西山明簡易裁判所裁判官を「**西山判事**」と言い、当時の庄原区検察庁の検察官であった牛尾昌伸を**牛尾副検事**という。その他の用語については、随時補充します。

第二. 被告の答弁書に対する反論

1. そもそも別訴1は、被告を首謀者とする狂言裁判であり、公序良俗(民法第90条)に違背し「絶対無効」であった。

★民法第90条(公序良俗)

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

※ここに無効とは「絶対無効」です。裁判官の行う裁判(判決・決定)も法律行為の一種と解されます。したがって、民法第90条の埒内と言えます。

2. 別訴1は、被告・**西山判事**・**牛尾副検事**の三者が共謀して捏造した狂言裁判であった。

★民法第719条(共同不法行為者の責任)

数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

3. 別訴1が狂言裁判であると述べる理由は、**廣雄**が処罰された痕跡が全く無い。即ち、庄原警察署が通常送致し、それに応じて**牛尾副検事**が**廣雄**を傷害罪で略式起訴(甲第6号証)したのなら、**西山判事**作成の略式命令(書)が存在しなくてはならない。即ち庄原簡易裁判所(平成29年当時)では、民事・刑事共に**西山判事**一人で担当していましたので、甲第3号証(送致番号簿)が、「庄原警察署が作成したものか否か」知らない理由がない。甲第3号証(送致番号簿)が偽造だと断ずる理由である。

第三. 結 語

以上訴状を補充する点を大略述べた。なお必要な点は準備書面(2)等に譲ることにします。

以上原告 高野邦夫